

# 事業報告書

令和3年度  
(第12期事業年度)

自：令和3年4月1日  
至：令和4年3月31日

国立研究開発法人  
国立精神・神経医療研究センター



# 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター 令和3年度事業報告書

## 1. 法人の長によるメッセージ

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターは、病院と研究所が一体となり、精神疾患、神経疾患、筋疾患及び発達障害の克服を目指した研究開発を行い、その成果をもとに高度先駆的医療を提供するとともに、全国への普及を図ることを使命として、運営に取り組んでおります。

研究・開発に関しては、臨床を志向した研究・開発を推進するため、研究所と病院等のセンター内部や産官学等との連携強化を図り、共同研究を推進するとともに、筋バンク・脳バンク・DNAバンクなどの臨床研究基盤を整備し、活用することによりトランスレーショナル・リサーチに取り組んでおります。

医療の提供に関しては、診療科や専門分野を超えたチームにより、高度専門的診療の提供や研究所と連携して先駆的治療を試みるための専門疾病センターを運営し、チーム医療を推進しております。

人材育成に関しては、質の高い専門家を養成するため医師・コメディカル等を対象とした精神・神経疾患等に関する研修、臨床研究の活性化のための若手育成カンファレンス・若手研究グループなどを実施しております。

医療の均てん化を推進するため、保健医療機関等とのネットワークを構築し、また、研究成果や収集した国内外の最新知見等の情報を、分かりやすく国民及び医療機関等へ発信することに努めております。

さらに、安定的な経営基盤の構築に向けて業務の効率化を図り、人的・物的資源を有効に活用することにより、経営改善等に取り組んでおります。

## 2. 法人の目的、業務内容

### (1) 法人の目的

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターは、精神疾患、神経疾患、筋疾患及び知的障害その他の発達の障害（以下「精神・神経疾患等」という。）に係る医療並びに精神保健に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、精神・神経疾患等に関する高度かつ専門的な医療及び精神保健の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としております。（高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律第三条第3項）

### (2) 業務内容

当法人は、高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律第三条第3項の目的を達成するため、以下の業務を行います。

- I 精神・神経疾患等に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。
- II Iに掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。
- III 精神保健に関し、調査及び研究を行うこと。
- IV 精神・神経疾患等に係る医療及び精神保健に関し、技術者の研修を行うこと。

V I からIVに掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。

VI I からVに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

### 3. 政策体系における法人の位置づけ及び役割（ミッション）

#### (1) 中長期目標の期間における国の政策体系上の法人の位置付け

研究開発法人は、健康・医療戦略推進法（平成 26 年法律第 48 号）に定める基本理念にのっとり、先端的、学際的又は総合的な研究、すなわち医療分野の研究開発及びその成果の普及並びに人材の育成に積極的に努めなければならないこととされています。国立高度専門医療研究センターは、国立研究開発法人として、前述の理念に基づき、研究開発等を推進していきます。

また、厚生労働省が掲げる政策体系における基本目標（安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること）及び施策目標（国が医療政策として担うべき医療（政策医療）を推進すること）を踏まえ、NC においても、国民の健康に重大な影響のある特定の疾患等に係る医療や高度かつ専門的な医療、すなわち政策医療を向上・均てん化させることとされています。

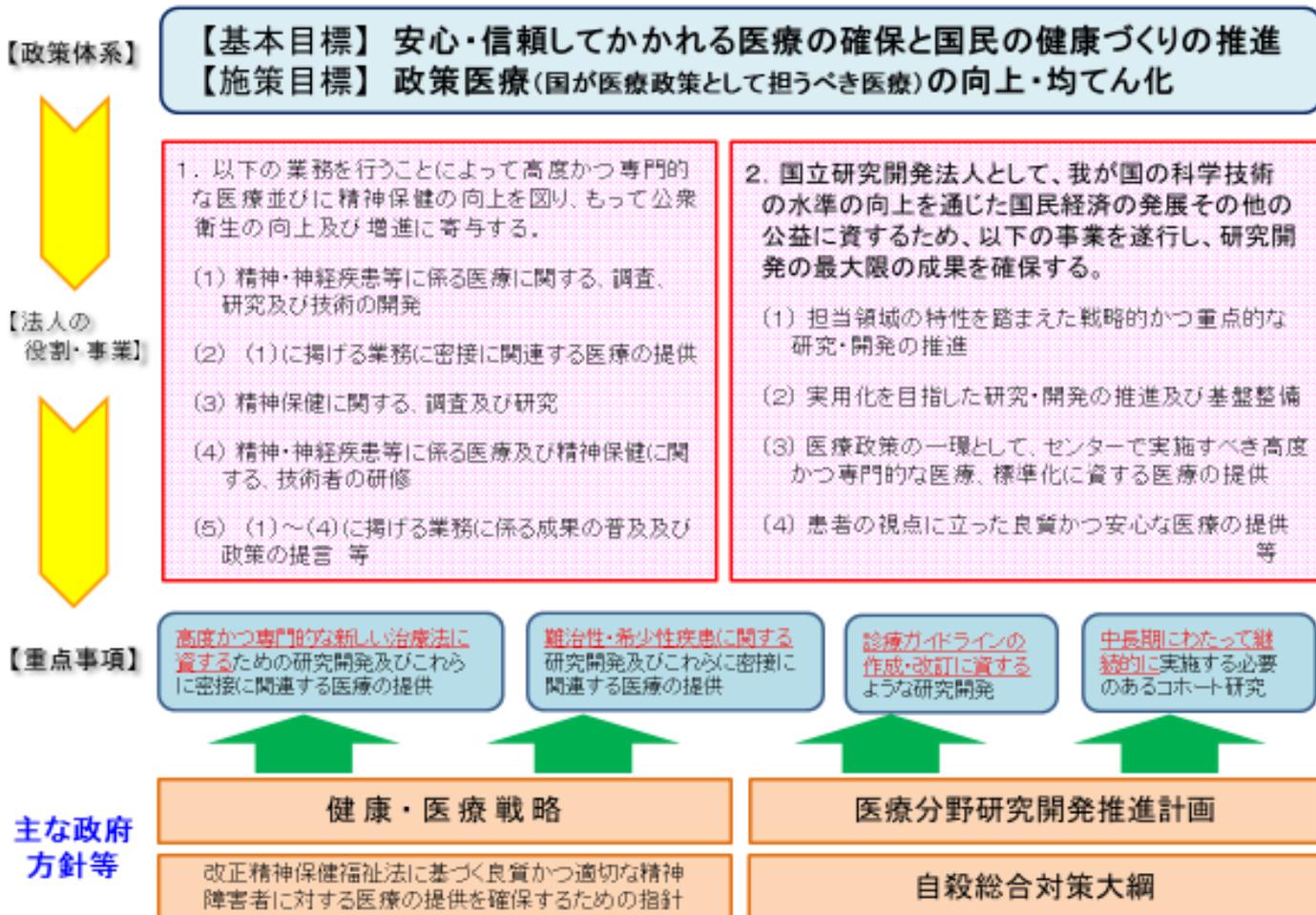
#### (2) 法人の役割（ミッション）

当法人は、高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成 20 年法律第 93 号）第 3 条第 3 項に基づき、精神疾患、神経疾患、筋疾患及び知的障害その他の発達障害（以下「精神・神経疾患等」という。）に係る医療並びに精神保健に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、精神・神経疾患等に関する高度かつ専門的な医療及び精神保健の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することとされています。また、通則法第 2 条第 3 項に基づき、国立研究開発法人として、我が国における科学技術の水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することとされています。このうち、研究開発及び医療の提供については、

- ・ 高度かつ専門的な新しい治療法やその他の治療成績向上に資するための研究開発及びこれらの業務に密接に関連する医療の提供等
- ・ 難治性・希少性の疾患に関する研究開発及びこれらの業務に密接に関連する医療の提供等
- ・ 学会等が作成する診療ガイドラインの作成・改訂に資するような研究開発
- ・ 中長期に渡って継続的に実施する必要があるコホート研究

に重点的に取り組むものとします。

# 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターに係る政策体系図



## 4. 中長期目標

### (1) 概要

- 令和3年度～令和8年度の6年間
- 厚生労働省が掲げる政策体系における基本目標「安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること」及び施策目標「国が医療政策として担うべき医療（政策医療）を推進すること」を踏まえ、国民の健康に重大な影響のある特定の疾患等に係る医療や高度かつ専門的な医療を向上・均てん化させることとされています。

### (2) 一定の事業等のまとまりごとの目標

当法人は、中期長目標における一定の事業等のまとまりごとの区分に基づくセグメント情報を開示しています。具体的な区分名は、以下のとおりです。

- 研究事業
- 臨床研究事業
- 診療事業
- 教育研修事業

v 情報発信事業

vi 法人共通

## 5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

当法人は、病院と研究所が一体となり、精神疾患、神経疾患、筋疾患及び発達障害の克服を目指した研究開発を行い、その成果をもとに高度先駆的医療を提供するとともに、全国への普及を図ることを使命としています。

その使命を果たすため、当法人は精神を主体とする精神保健研究所と神経を主体とする神経研究所そして両者の臨床研究を担う病院を有する他に例のない法人です。

## 6. 中長期計画及び年度計画

当法人は、中長期目標を達成するための中長期計画と当該計画に基づく年度計画を作成しています。

中長期計画と当事業年度に係る年度計画との関係は以下のとおりです。

第3期中長期計画と主な指標等	令和3年度計画と主な指標等
I 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項	
i 研究・開発に関する事項	
① 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進	
○ 精神・神経疾患等の本態解明を目指した研究 ○ 精神・神経疾患等の実態把握を目指した研究 ○ 精神・神経疾患等の新たな予防・診断・治療法の確立や効果的な新規治療薬の開発及び既存治療薬の適応拡大等を目指した研究 ○ 均てん化を目指した研究 ○ 国立高度専門医療研究センター間の横断領域における連携推進  (指標) ○ 上記の研究・開発により医療推進に大きく貢献する研究成果(26件以上) ○ 英文・和文の原著論文及び総説の発表総数(3,800件以上)	同左
② 実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備	
○ 社会復帰支援、地域生活に即した治療・ケア開発 ○ 研究所と病院等、センター内の連	同左

<p>携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ メディカルゲノムセンター（MGC）の機能の充実、人材育成並びに精神・神経疾患、筋疾患、認知症性疾患、発達障害等のレジストリ、コホート及びバイオバンクの充実等による研究基盤の整備・充実</li> <li>○ 産学官等との連携強化</li> <li>○ 研究・開発の企画及び評価体制の整備</li> <li>○ 知的財産の管理強化及び活用推進</li> <li>○ 臨床研究機能の強化</li> <li>○ 倫理性・透明性の確保</li> </ul> <p>（指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ First in human 試験実施件数（3件以上）</li> <li>○ 医師主導治験実施件数（10件以上）</li> <li>○ センターの研究開発に基づくものを含む先進医療承認件数（13件以上）</li> <li>○ 学会等が作成する診療ガイドライン等への採用（20件以上）</li> <li>○ 臨床研究（倫理委員会にて承認された研究をいう）実施件数（850件以上）</li> <li>○ 治験（製造販売後臨床試験を含む）実施件数（440件以上）</li> <li>○ 共同研究実施件数（720件以上）</li> </ul>	<p>（指標）</p> <p>同左</p>
<p>ii 医療の提供に関する事項</p>	
<p>① 医療政策の一環として、センターで実施すべき高度かつ専門的な医療、標準化に資する医療の提供</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高度・専門的な医療の提供</li> <li>○ 医療の標準化を推進するための、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供</li> <li>○ 心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律対象者への医療の提供</li> <li>○ 客観的指標等を用いた医療の質の評価</li> </ul>	<p>同左</p>

<p>(指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 反復経頭蓋磁気刺激装置 (rTMS) を用いた治療 (24 人以上)</li> </ul>	
<p>② 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ チーム医療の推進</li> <li>○ 医療安全管理体制の充実</li> <li>○ 患者の自己決定への支援など患者等参加型医療の推進</li> <li>○ 入院時から地域ケアを見通した医療の提供</li> <li>○ 重症心身障害児 (者) への医療の提供</li> <li>○ 効果的かつ効率的な病院運営</li> </ul> <p>(指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療安全・感染対策の研修 (年 2 回以上)</li> <li>○ 医療安全管理委員会の開催 (月 1 回以上)</li> </ul>	<p>同左</p> <p>(指標)</p> <p>同左</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 専門領域の診断・治療に関する手術件数 (令和 2 年度に比して、1 % 以上増加)</li> <li>○ 病床利用率 : 90.1%</li> <li>○ 平均在院日数 : 22 日以下</li> <li>○ 入院延患者数 : 163,000 人以上</li> </ul>
<p>iii 人材育成に関する事項</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ リーダーとして活躍できる人材の育成</li> <li>○ モデル的研修・講習の実施</li> </ul> <p>(指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生物統計学講座の開催 (毎年度 10 以上)</li> </ul>	<p>同左</p> <p>(指標)</p> <p>同左</p>
<p>iv 医療政策の推進等に関する事項</p>	
<p>① 国への政策提言に関する事項</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国への政策提言</li> <li>○ 医療の均てん化に関する事項</li> <li>○ 情報の収集及び発信に関する事項</li> <li>○ 公衆衛生上の重大な危害への対応</li> </ul>	<p>(指標)</p>

	○ ホームページのアクセス件数（年 530 万件以上）
<b>II 業務運営の効率化に関する事項</b>	
<b>① 効率的な業務運営に関する事項</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 効率的な業務運営体制</li> <li>○ 効率化等による収支改善</li> <li>○ 給与制度の適正化</li> <li>○ 共同調達等の推進</li> <li>○ 後発医薬品の使用促進</li> <li>○ 収入の確保</li> <li>○ 一般管理費の削減</li> <li>○ 電子化の推進</li> </ul> <p>（指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経常収支率が中長期目標期間累計 100%以上</li> <li>○ 後発医薬品の数量シェア 85%以 上</li> <li>○ 医業未収金比率を前中長期目標期 間の実績の最も比率が低い年度に 比して、低減</li> <li>○ 一般管理費（人件費、公租公課及 び特殊要因経費を除く）を令和 2 年度に比し、中長期目標期間の最 終年度において 5%以上削減</li> </ul>	<p>同左</p> <p>（指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和 3 年度の経常収支率 100.1%</li> <li>○ 後発医薬品の数量シェア 90%以 上</li> <li>○ 令和 2 年度に比して、低減</li> </ul>
<b>III 財務内容の改善に関する事項</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自己収入の増加</li> <li>○ 資産及び負債の管理</li> <li>○ 短期借入金限度額</li> <li>○ 不要財産又は不要財産となること が見込まれる財産がある場合に は、当該財産の処分に関する計画</li> <li>○ 上記財産以外の重要な財産を譲渡 し、又は担保に供しようとする ときはその計画</li> <li>○ 剰余金の使途</li> </ul> <p>（指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・繰越欠損金（中長期目標期間中に 令和 2 年度比で 19.5%削減）</li> </ul>	<p>同左</p>
<b>IV その他業務運営に関する重要事項</b>	

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法令遵守等内部統制の適切な構築</li> <li>○ 人事の最適化</li> <li>○ 施設・設備整備に関する計画</li> <li>○ 積立金の処分</li> <li>○ 情報セキュリティ対策</li> <li>○ その他の事項</li> </ul>	同左
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----

## 7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

### (1) ガバナンスの状況

当法人は、中長期目標で与えられたミッションを達成するために、組織の構築、規程の制定、情報の伝達及び業務執行のモニタリングを適切に行う体制として、以下の基本方針に従って内部統制システムを整備することにより、適法かつ効率的に業務を執行する体制の確立を図っております。

なお、内部統制の詳細につきましては、業務方法書及び内部統制規程をご覧ください。

#### ① 役職員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制

ア 独立行政法人通則法および高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律、その他関係法令による他については、業務方法書により、業務の方法についての基本的事項を定めています。

イ 内部統制委員会を設置し、役職員が中長期目標等に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、業務の有効性及び効率性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全、財務報告等の信頼性を確保しています。

ウ 役職員が遵守すべき具体的行動基準として「職員倫理規程」を制定しているほか、必要なガイドライン等を整備しています。特に反社会的勢力との関係遮断については、一体的な毅然とした対応を徹底しています。

エ 法令等に違反する行為を発見した場合の内部通報制度を構築しています。

#### ② 役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア 理事会または理事長が決定する重要事項について、協議機関として「理事会」を設置し、方針の審議、ないし実行の審議を行っています。

イ 理事会で決定した重要事項を遂行するための協議機関として「運営戦略会議」を設置し、当法人の所掌業務に関する事項の企画及び立案並びに調整に関する事項を総括しています。

#### ③ 役職員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

ア 業務に関する重要文書や重要情報、秘密情報、個人情報について、規程を整備し、適切に保存・管理しています。

#### ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア 業務活動に潜在するリスクを評価・分析し、平常時からその低減および危機発生 of 未然防止に努めるため、「リスク管理委員会」を設けてリスクマネジメントを推進するとともに、重大な危機が発生した場合に即応できるよう、体制を整備しています。

イ 財務報告に関する内部統制を整備するとともに、会計監査人を活用し、その財務報告の信頼性を確保しています。

ウ 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）」に基づき、契約監視委員会を設置し、当法人の契約の点検及び見直しを行っています。

⑤ 組織内部における業務の適正を確保するための体制

ア 神経研究所、精神保健研究所、病院、トランスレーショナル・メディカルセンター、メディカル・ゲノムセンター、脳病態統合イメージングセンター及び認知行動療法センターの職務の執行に係る事項について、「理事会」で直接報告を受けることとしています。

⑥ 監事および監事監査において報告等が実効的に行われるための体制

ア 監事は、業務の運営状況を把握するため、役員会その他重要な会議に出席し、意見を述べるすることができます。

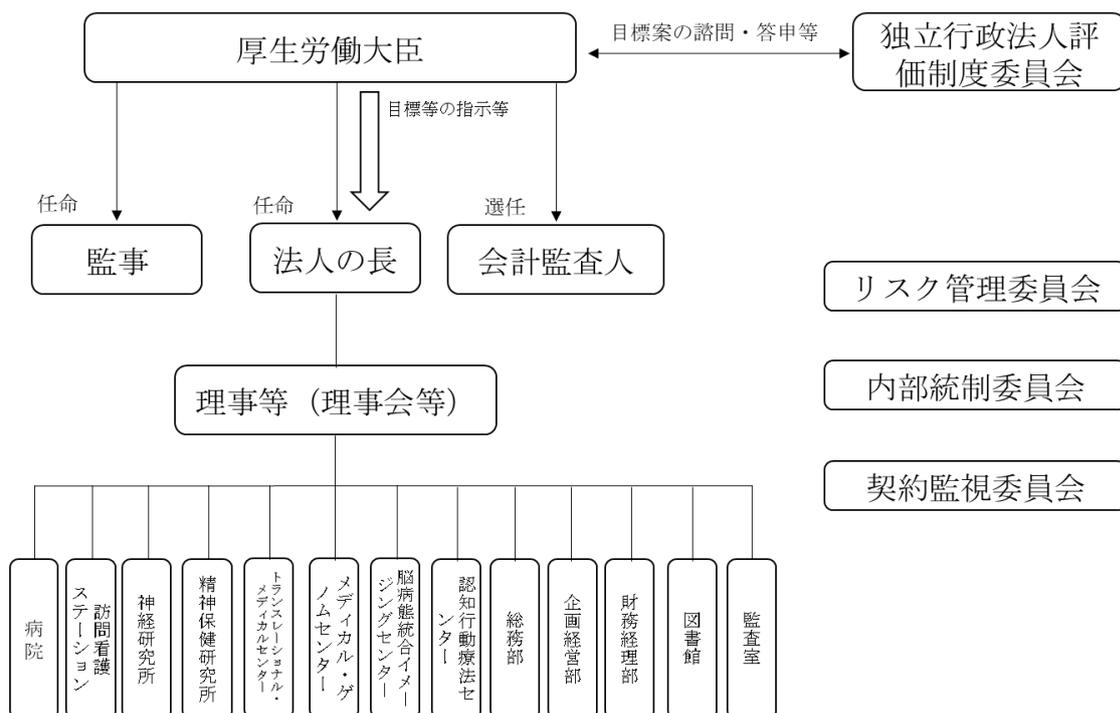
イ 監事は、業務に関する重要な文書を読覧し、理事及び職員に説明を求めることができます。

ウ 監事は、重要な財産の取得、処分及び管理について調査し、理事及び職員に説明を求めることができます。

エ 法令違反行為、業務上の事故その他業務運営に著しく影響を及ぼすと認められる事態が発生したとき及び業務運営に関する内部通報、外部告発等があったときは、役員又は職員は、速やかに監事に報告するものとします。

オ 監事は、役員及び職員に対し必要な説明又は資料の提供を求めることができるとし、また、役員及び職員は、監査の円滑な遂行に協力するものとします。

### ガバナンス体制図



## (2) 役員の状況

## ① 役員の状況

(令和4年4月1日現在)

職名	氏名	任期	担当	経歴
理事長	中込 和幸	自 令和3年4月1日 至 令和9年3月31日		平成31年4月 国立研究開発法人 国立精神・神経医療 研究センター病院長(理事)  令和3年4月 (現職)
理事 (常勤)	岩坪 威	自 令和4年4月1日 至 令和6年3月31日	研究に関すること 神経研究所、精神 保健研究所、トラ ンスレーショナル ・メディカルセン ター、メディカル ・ゲノムセンター 、脳病態統合イメ ージングセンター 及び認知行動療法 センターに関する こと	令和2年4月 国立研究開発法人 国立精神・神経医療 研究センター神経研 究所所長  令和4年4月 (現職)
理事 (非常勤)	和田 圭司	自 令和3年7月1日 至 令和5年6月30日	医療に関すること 産学連携に関する 情報収集や助言に 関すること	令和30年4月 国立研究開発法人 国立精神・神経医療 研究センター神経研 究所所長  令和3年7月 (現職)
理事 (非常勤)	田口 寿子	自 令和4年4月1日 至 令和6年3月31日	専ら精神疾患の研 究・医療に係る情 報収集・助言に関 すること	平成31年4月 神奈川県立精神医 療センター所長  令和4年4月 (現職)
理事 (非常勤)	鈴木 道夫	自 平成30年4月1日 至 令和6年3月31日	経営・コンプライ アンスに係る情報 収集・助言に関す ること	平成3年4月 橋本綜合法律事務 所  平成30年4月 (現職)
監事 (非常勤)	露木 敏夫	自 令和3年4月1日 至 令和9年6月30日		平成28年10月 第一生命ホールデ ィングス株式会社代 表取締役副会長執行 役員  令和3年4月 (現職)
監事 (非常勤)	菱山 園子	自 令和3年4月1日 至 令和9年6月30日		平成26年4月 菱山園子公認会計 士事務所  令和3年4月 (現職)

- ② 会計監査人の氏名または名称  
E Y 新日本有限責任監査法人

(3) 常勤職員の状況

常勤職員は令和3年度末現在824人（前期末比8人減少、0.97%減）であり、平均年齢は、41.5歳（前年41.1歳）となっています。このうち、国等からの出向者は11人、令和4年3月31日退職者は51人です。

(4) 重要な施設等の整備等の状況

- ① 当事業年度中に完成した主要な施設等  
なし
- ② 当事業年度において継続中の主要な施設等の新設・拡充  
なし
- ③ 当事業年度中に処分した主要な施設等  
なし

(5) 純資産の状況

資本金の額及び出資者ごとの出資額

（単位：百万円）

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	37,330	—	—	37,330
資本金合計	37,330	—	—	37,330

(6) 財源の状況

① 財源の内訳

（単位：百万円）

区分	金額	構成比率（%）
収入		
運営費交付金	4,052	17.6%
施設整備費補助金	2,535	11.0%
補助金収入	1,060	4.6%
業務収入	15,381	66.8%
その他の収入	0	0%
合計	23,028	100.0%

（注）係数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

② 自己収入に関する説明

当法人の主な自己収入として、診療事業においては医療を提供することにより、11,457百万円の医業収益を、研究事業においては競争的研究資金等の獲得により2,776百万円の研究収益を、臨床研究事業においては企業からの受託研究等により282百万円の研究収益をそれぞれ得ています。

(7) 社会及び環境への配慮等の状況

当法人は、社会及び環境への配慮の方針として、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。）第7条第1項の規定に基づき、令和3年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針を毎年定めており、また、毎年、その内容を見直しています。

8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の状況

当法人におけるリスク管理については、理事長がこれを指揮し、かつ、最終的な責任を有することとされ、企画戦略室長は、理事長を補佐し、リスク管理総括管理者として、リスク管理を総括するものとしています。また、各内部統制推進責任者は、リスク管理責任者として、それぞれの部門におけるリスク管理を総括する体制となっています。

なお、平成27年の業務方法書の改定により、リスク管理委員会を設置し、当法人全体で対応すべきリスクの評価、当該リスクへの対応策の取りまとめ及び当該対応策の推進状況の点検に関して対応することとされております。

部署	内部統制推進責任者
病院	病院長
訪問看護ステーション	施設長
神経研究所	神経研究所長
精神保健研究所	精神保健研究所長
TMC	TMCセンター長
MCG	MGCセンター長
IBIC	IBICセンター長
CBT	CBTセンター長
総務部	総務部長
企画経営部	企画経営部長
財務経理部	財務経理部長
図書館	図書館長
監査室	監査室長

## (2)業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

令和3年度においては、リスクの重要性の高い事象リスト（医療安全関係、個人情報保護関係、研究不正関係、監査関係）を策定し、継続的にモニタリング、評価し、必要な改善等を実施しています。

また、新たに、同年中に、顕在化している実例のあるリスク（事象）のほか、他法人、民間会社の例なども参考にして具体的なリスク（当面、当法人にとっての損失や費用増などのマイナス影響を及ぼすリスクとする。）を洗い出し、当法人独自の「評価の指標」に基づく評価の結果、業務の担当部署、各種委員会等における検討や規程の整備等の対応状況、危機が生じた場合の報告ルートを整理し、これを取りまとめたリスク管理台帳を作成し、リスク管理委員会及び内部統制委員会の評価を得たところがあります。

次年度以降も、低減や回避が必要なリスクについての対応への計画を定めることとしております。

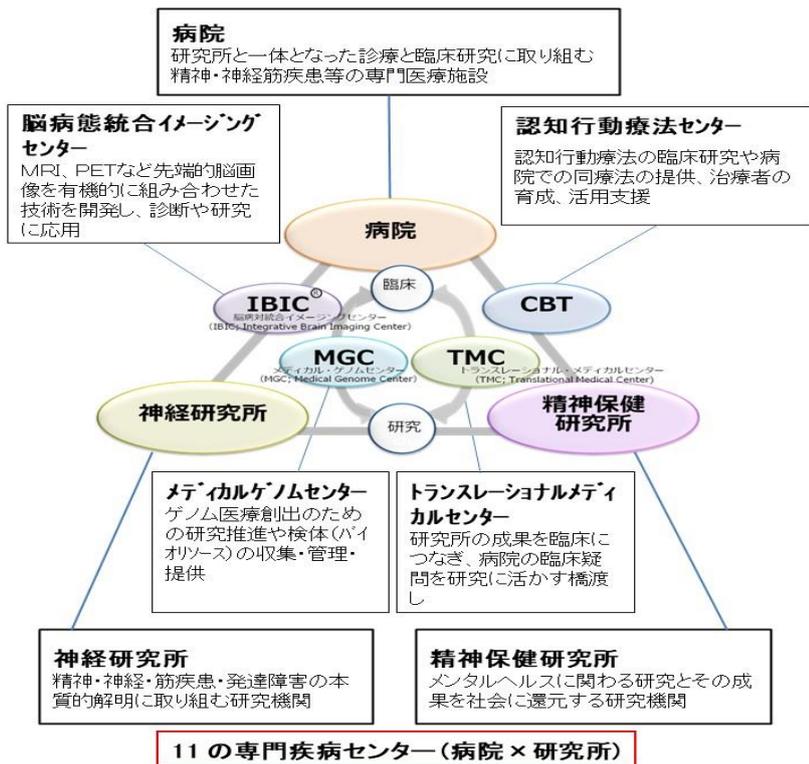
## 9. 業績の適正な評価の前提情報

各業務についてのご理解とその評価に資するための各事業の取り組みや実績等の情報については、当法人のホームページをご覧ください。

(ホームページ)



(当法人の全体像)



## 10. 業務の成果と使用した資源との対比

### (1) 自己評価

令和3年度項目別評価総括表

(単位：百万円)

項目	評価	行政コスト
I. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項		
i. 研究事業（重要度：高、難易度：高、重点化対象） 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進	S	5,265
ii. 臨床研究事業（重要度：高、重点化対象） 実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備	S	1,760
iii. 診療事業（重要度：高、重点化対象） 医療の提供に関する事項	A	11,028
iv. 教育研修事業 人材育成に関する事項	A	893
v. 情報発信事業 医療政策の推進等に関する事項	A	26
II. 業務運営の効率化に関する事項		
業務運営の効率化に関する事項	B	—
III. 財務内容の改善に関する事項		
財務内容の改善に関する事項	B	—
IV. その他の事項		
その他業務運営に関する重要事項	B	—

詳細につきましては、業務実績評価書をご覧ください。

※評語の説明

・研究開発に係る事務及び事業

S：適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められる。

A：適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。

B：「研究開発成果の最大化」に向けて成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。

C：「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けてより一層の工夫、改善等が期待される。

D：「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けて抜本的な見直しを含め特段の工夫、改善等が求められる。

・研究開発に係る事務及び事業以外

S：所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：所期の目標を達成していると認められる。

C：所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

(2) 当中長期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
評定 (※)	—	—	—	—	—	—

※評語の説明

S：適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められる。

A：適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。

B：「研究開発成果の最大化」に向けて成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。

C：「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けてより一層の工夫、改善等が期待される。

D：「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けて抜本的な見直しを含め特段の工夫、改善等を求める。

1 1 . 予算と決算との対比

(単位：百万円)

区分	予算額	決算額	差額理由
収入			
運営費交付金	4,052	4,052	
施設整備費補助金	2,579	2,535	
補助金収入	416	1,060	
業務収入	14,227	15,381	
その他収入	0	0	
計	21,274	23,028	
支出			
業務経費	17,789	18,300	
施設整備費	2,374	1,011	
借入金償還	139	139	
支払利息	0	0	
その他支出	4	524	
計	20,307	19,974	

(注) 係数はそれぞれ四捨五入によっているのので、端数において合計とは一致しないものがあります。

予算額と決算額の差額理由については、決算報告書をご覧ください。

1 2 . 財務諸表

(1)貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	8,943	流動負債	5,379
現金・預金 ※1	6,112	一年以内返済長期借入金	139
有価証券	500	買掛金	598
医業未収金	1,902	未払金	1,701
棚卸資産	72	賞与引当金	473
その他	357	その他	2,469
固定資産	34,088	固定負債	6,374
有形固定資産	30,128	長期借入金	1,626
無形固定資産	155	引当金	4,022
投資その他の資産	3,805	その他	726
		負債合計	11,753
		純資産の部 ※2	金額
		資本金	37,330
		資本剰余金	△4,296
		繰越欠損金	△1,756
		純資産合計	31,278
資産合計	43,031	負債純資産合計	43,031

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているのので、端数において合計とは一致しないものがあります。

## (2) 行政コスト計算書

(単位：百万円)

	金額
損益計算書上の費用	19,996
経常費用 ※3	19,924
臨時損失 ※4	71
その他調整額 ※5	0
その他行政コスト ※6	483
行政コスト計	20,478

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

## (3) 損益計算書

(単位：百万円)

科目	金額
経常費用(A) ※3	19,924
業務費	18,438
人件費	8,110
設備関係費	1,699
その他	8,629
一般管理費	1,481
人件費	839
経費	638
その他	4
財務費用	0
その他経常費用	5
経常収益(B)	20,673
運営費交付金収益等	5,003
自己収入等	15,534
その他	137
臨時損失(C) ※4	71
臨時利益(D)	11
当期総利益(B-A+C+D) ※7	688

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

## (4) 純資産変動計算書

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	繰越欠損金	評価・換算差額等	純資産合計
当期首残高	37,330	△4,046	△2,444	0	30,840
当期変動額	0	△250	688	0	438
その他行政コスト ※6	0	△250	0	0	△250
当期総利益 ※7	0	0	688	0	688
その他	0	0	0	0	0
当期末残高※2	37,330	△4,296	△1,756	0	31,278

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

## (5) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー(A)	2,118
人件費支出	△8,750
運営費交付金収入等	5,112
自己収入等	15,276
その他収入・支出	△9,519
II 投資活動によるキャッシュ・フロー(B)	1,271
III 財務活動によるキャッシュ・フロー(C)	△139
IV 資金増加額(又は減少額)(D=A+B+C)	3,250
V 資金期首残高(E)	2,862
VI 資金期末残高(F=D+E) ※8	6,112

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

## (参考) 資金期末残高と現金及び預金との関係

(単位：百万円)

	金 額
資金期末残高 ※8	6,112
定期預金	0
現金及び預金 ※1	6,112

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

詳細は財務諸表をご覧ください。

## 1 3. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

### (1) 貸借対照表

#### ① 資産

令和3年度末現在の資産合計は43,031百万円と、前年度末と比較して1,564百万円増(3.8%増)となっています。これは、前年度末と比較して流動資産が2,572百万円増(40.4%増)、有形固定資産が910百万円減(2.9%減)、無形固定資産が153百万円減(49.8%減)、投資その他の資産が56百万円増(1.5%増)となったことが主な要因です。

#### ② 負債

令和3年度末現在の負債合計は11,753百万円と、前年度末と比較して1,126百万円増(10.6%増)となっています。これは、前年度末と比較して預り施設費が1,352百万円増(762.6%増)となったことが主な要因です。

### (2) 行政コスト計算書

令和3年度の行政コストは20,478百万円となりました。このうち経常費用が19,924百万円、その他行政コストが483百万円となっています。

### (3) 損益計算書

#### ① 経常費用

令和3年度の経常費用は19,924百万円と、前年度と比較して528百万増(2.7%増)となっています。これは、前年度と比較して業務費が186百万円増(1.0%増)、一般管理費が352百万円増(31.2%増)となったことが主な要因です。

#### ②経常収益

令和3年度の経常収益は20,673百万円と、前年度と比較して1,170百万円増(6.0%増)となっています。これは、前年度と比較して補助金等収益が644百万円増(177.0%増)、業務収益が1,724百万円増(12.7%増)、施設費収益が1,128百万円減(99.8%減)となったことが主な要因です。

#### ③当期総利益

上記経常損益の状況及び臨時損益として△61百万円を計上した結果、令和3年度の当期総利益は688百万円となり、前年度と比較して464百万円増となっています。

#### (4)純資産変動計算書

令和3年度の純資産は、その他行政コストが250百万円減、当期総利益が688百万円となった結果、31,278百万円となりました。

#### (5)キャッシュ・フロー計算書

##### ①業務活動によるキャッシュ・フロー

令和3年度の業務活動によるキャッシュ・フローは2,118百万円の収入となり、前年度と比較して2,338百万円増となっています。これは、前年度と比較して、医療収入が1,826百万円増(19.1%増)となったことが主な要因です。

##### ②投資活動によるキャッシュ・フロー

令和3年度の投資活動によるキャッシュ・フローは1,271百万円の収入となり、前年度と比較して903百万円増となっています。これは、前年度と比較して、有価証券の償還による収入が1,300百万円減(100.0%減)、施設費による収入が2,336百万円増(1,171.6%増)となったことが主な要因です。

##### ③財務活動によるキャッシュ・フロー

令和3年度の財務活動によるキャッシュ・フローは139百万円の支出となり、前年度同額となっています。

#### 1.4. 内部統制の運用に関する情報

独立行政法人通則法改正に伴う内部統制の充実のため、当法人のミッションを有効かつ効率的に果たす目的で平成27年4月に業務方法書へ内部統制システムについて規定し、内部統制委員会を設置し、令和3年度中は3回開催するなど適切なガバナンス体制による法人運営に取り組んでいます。

#### 1.5. 法人の基本情報

##### (1)沿革

昭和61年10月	国立精神・神経センター設置
昭和62年4月	国立国府台病院を統合
平成20年4月	国府台病院を国立国際医療センターへ組織移管
平成22年4月	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター設立

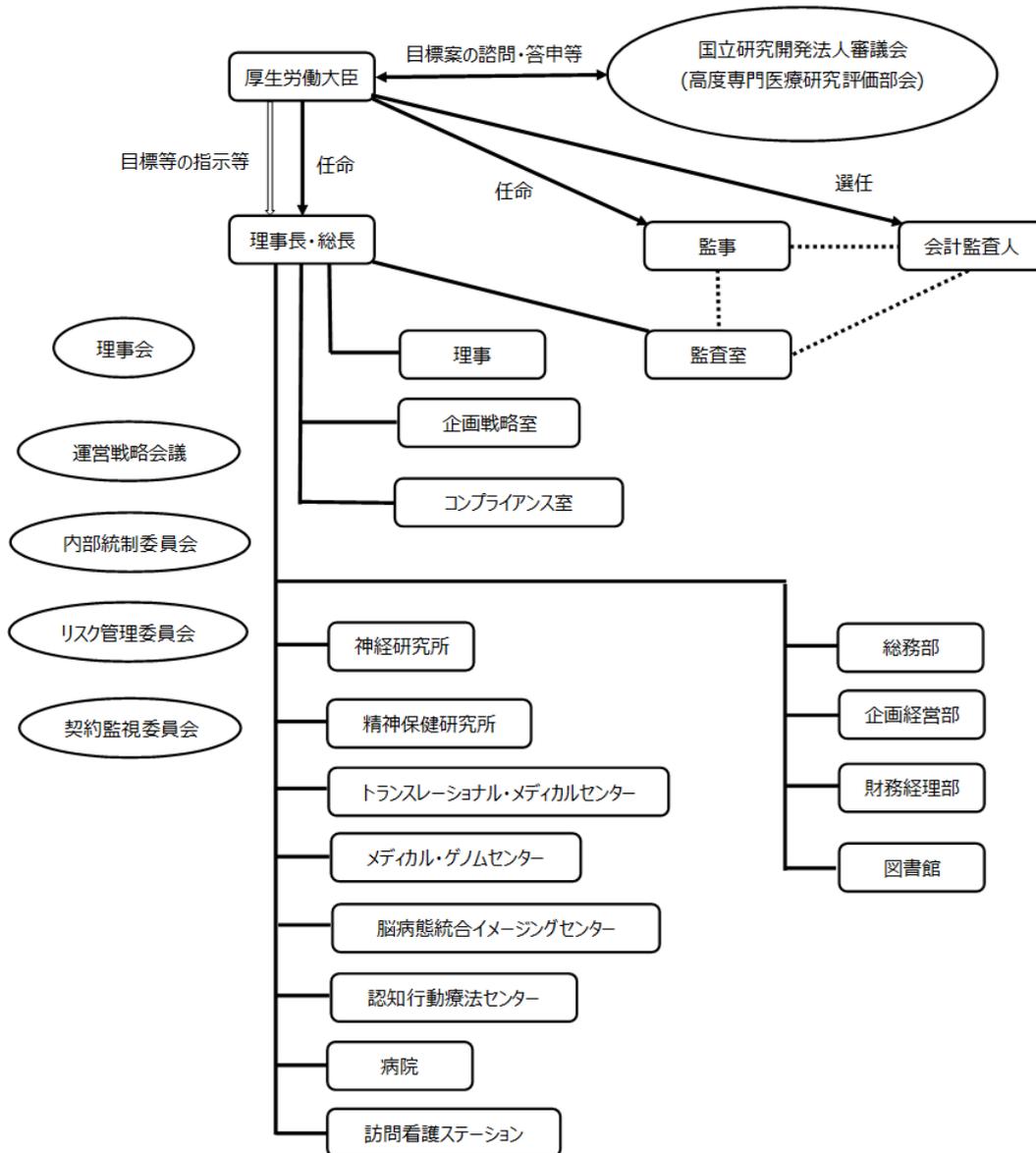
(2) 設立根拠法

高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律  
(平成 20 年法律第 93 号)

(3) 主務大臣 (主務省所管課等)

厚生労働大臣 (厚生労働省医政局研究開発振興課)

(4) 組織図



(5) 事務所 (従たる事務所を含む) の所在地

東京都小平市小川東町 4-1-1

(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

当該事業年度は該当ありません。

## (7) 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
資産	39,514	38,225	37,661	37,620	41,519	41,468	43,031
負債	6,968	6,357	6,334	6,718	11,142	10,628	11,753
純資産	32,546	31,869	31,327	30,902	30,377	30,840	31,278
行政コスト	—	—	—	—	21,942	19,901	20,478
行政サービス 実施コスト	6,278	5,210	5,089	4,786	—	—	—
経常費用	15,581	15,452	16,208	17,123	17,738	19,397	19,924
経常収益	15,208	15,379	16,051	17,228	17,743	19,503	20,673
当期総利益	△402	△71	△196	100	△29	225	688

(注) 係数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しない場合があります。

## (8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画

## ① 予算

(単位：百万円)

区 別	合計
収入	
運営費交付金	3,775
施設整備費補助金	1,728
補助金収入	1,062
業務収入	16,365
計	22,929
支出	
業務経費	19,584
施設整備費	2,105
借入金償還	139
支払利息	0
計	21,828

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

② 収支計画

(単位：百万円)

区 別	合計
費用の部	20,431
經常費用	20,431
業務費用	20,421
給与費	9,103
材料費	4,502
委託費	3,433
設備関係費	1,501
その他	1,882
財務費用	0
その他經常費用	10
臨時損失	0
収益の部	21,448
經常収益	21,448
運営費交付金収益	3,593
資産見返運営費交付金戻入	52
補助金等収益	1,062
資産見返補助金等戻入	82
寄付金収益	45
資産見返寄付金戻入	30
業務収益	16,190
医業収益	12,228
研修収益	35
研究収益	3,927
土地建物貸与収益	25
宿舍貸与収益	30
その他經常収益	340
純利益	1,016
総利益	1,016

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計とは一致しないものがあります。

③ 資金計画

(単位：百万円)

区 別	合計
資金支出	28,810
業務活動による支出	19,584
研究業務による支出	4,857
臨床研究業務による支出	1,653
診療業務による支出	10,779
教育研修業務による支出	828
情報発信業務による支出	27
その他の支出	1,440
投資活動による支出	2,105
財務活動による支出	139
次年度への繰越金	6,982
資金収入	28,810
業務活動による収入	21,201
運営費交付金による収入	3,775
補助金等による収入	1,062
研究業務による収入	2,881
臨床研究業務による収入	228
診療業務による収入	12,228
教育研修業務による収入	35
その他の収入	992
投資活動による収入	1,728
財務活動による収入	-
前年度よりの繰越金	5,881

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。  
 詳細につきましては、年度計画をご覧ください。

16. 参考情報

(1) 要約した財務諸表の科目の説明

① 貸借対照表

現金・預金	: 現金、預金
医業未収金	: 医業収益に対する未収金
棚卸資産	: 医薬品、診療材料、給食用材料等
有形固定資産	: 土地、建物、医療用器械等
無形固定資産	: ソフトウェア、電話加入権等
投資その他の資産	: 長期前払費用等
一年以内返済長期借入金	: 長期借入金のうち1年以内に返済期限が到来するもの
買掛金	: 医薬品、診療材料、給食材料に係る未払債務

未払金	: 買掛金以外の未払債務
一年以内支払リース債務	: リース債務のうち1年以内に支払期限が到来するもの
賞与引当金	: 支給対象期間に基づき定期的に支給する役職員賞与に対する引当金
長期借入金	: 財政融資資金からの借入金であって、当初の契約において1年を超えて最終の返済期限が到来するもの（一年以内返済長期借入金に該当するものを除く）
リース債務	: ファイナンス・リース取引に係る未払債務（一年以内支払リース債務に該当するものを除く）
退職給付引当金	: 将来支払われる役職員の退職給付に備えて設定される引当金
政府出資金	: 政府による出資金
資本剰余金	: 国から交付された施設費や寄附金等を財源として取得した資産で国立研究開発法人の財産的基礎を構成するもの
利益剰余金	: 業務に関連して発生した剰余金の累計額
② 行政コスト計算書	
損益計算書上の費用	: 損益計算書における経常費用、臨時損失、法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額
その他行政コスト	: 政府出資金や国から交付された施設費等を財源として取得した資産の減少に対応する、国立研究開発法人の実質的な会計上の財産的基礎の減少の程度を表すもの
行政コスト	: 国立研究開発法人のアウトプットを生み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの
③ 損益計算書	
業務費	: 国立研究開発法人の業務に要した費用
人件費	: 給与、賞与、法定福利費等、国立研究開発法人の職員等に要する経費
減価償却費	: 業務に要する固定資産の取得原価をその耐用年数にわたって費用として配分する経費
一般管理費	: 管理部門等に係る給与費、経費（減価償却費含む）、全職員の退職手当一時金等
その他経常費用	: 利息の支払いや債券の発行に要する経費

補助金等収益等 : 国・地方公共団体等の補助金等、国からの運営費  
交付金のうち、当期の収益として認識した収益  
自己収入等 : 診療収入、受託研究収入等の収益  
臨時損益 : 固定資産の除売却損益、減損損失等

④ 純資産変動計算書

当期末残高 : 貸借対照表の純資産の部に記載されている残高

⑤ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー :

国立研究開発法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出等が該当

投資活動によるキャッシュ・フロー :

将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産の取得・売却等による収入・支出が該当

財務活動によるキャッシュ・フロー :

設備等資金の借入れ・返済や銀行預金の預入・引出等が該当

(2) その他公表資料等との関係の説明

事業報告書に関連する報告書等として、以下の報告書等を作成しています。

- ① 第3期中長期計画
- ② 年度計画
- ③ 業務実績評価書
- ④ 財務諸表
- ⑤ 環境報告書

以上